

自然エネルギー導入加速化による
諸課題の解決に向けて

～自然エネルギー推進の新たなステージへ～

平成30年9月7日

自然エネルギー協議会

自然エネルギー導入加速化による諸課題の解決に向けて ～自然エネルギー推進の新たなステージへ～

昨年11月にドイツのボンで開催された「国連気候変動枠組条約第23回締約国会議(COP23)」では、世界的に自然エネルギーの普及が進み、化石燃料と十分に渡り合える価格までコストが低下したことから、各国の企業からESG(環境・社会・ガバナンス)に配慮した投資が自然エネルギー電源に集中するなど、ビジネス界における「脱炭素社会」に向けた急激な変革が明らかになった。

一方、我が国では、「第5次エネルギー基本計画」において、自然エネルギーを「主力電源化」する方向性が示されたところであるが、計画に掲げられた具体策は未だ不十分である上、エネルギーミックスの数値も据え置かれたままである。国際社会の潮流に乗って、「脱炭素社会」の実現をビジネスチャンスの創出につなげるには、コスト低下につながる技術革新や規制緩和を積極的に進めるなど、自然エネルギー導入に向けたあらゆる方策に最大限の知恵と工夫を凝らして取り組んでいくことが必要である。

また、本年4月に決定された国の「環境基本計画」においては、「持続可能な開発目標(SDGs)」に到達する手段の一つとして、「再生可能エネルギーの最大限の導入」が示され、電力系統側の導入可能量の拡大や自立分散型の自然エネルギーの導入促進についても言及されたところである。

今後、その目標を達成するためには、国を挙げてさらなる技術開発を進め、従来の大規模電源を主体とする一極集中型の硬直したエネルギーシステムから、自然エネルギーによる分散型の電源を中心とし、電力変動にもAIやIoTで対応できるようなSociety5.0に基づく柔軟なエネルギーシステムへの変革を進めるべきである。

現在、日本の「長期低排出発展戦略」は、未だ国連に提出されておらず、主要各国からの出遅れは明らかである。我が国においても、国際社会を先導する気概を持って、国民がビジョンを共有できる戦略を策定し、速やかに提出すべきである。

さらに、「COP」の日本開催を誘致するなど、「パリ協定」の実現や「SDGs」に基づく持続可能な社会の構築に向け、意欲的に国としての責務を果たしていくよう求める。

将来を見据えた自然エネルギーの最大限導入と、それを支える制度の適正な見直しをしっかりと後押しするべく、自然エネルギー協議会として、次のとおり提言する。

1. 意欲的な自然エネルギーの導入目標の設定

- 欧米の先進的な国や地域では、2030年に40%を超える高い自然エネルギーの導入目標を掲げながら、地球温暖化対策と経済成長を両立するべく、挙国一致の取組を進めている。

一方、我が国における2030年の電源構成では、自然エネルギーの導入目標は「22～24%」に留まり、地方創生を実現する意欲的な導入目標からは程遠いと言わざるを得ない。

第5次エネルギー基本計画において、自然エネルギーをこれからの「主力電源」と位置付ける方向性が示されたことは、当協議会のこれまでの提言が反映されたものとして、一定の評価をるところであるが、2030年の自然エネルギーの導入目標が据え置かれたことについては、これまでの自然エネルギーの導入実績や諸外国との比較からも不十分と言わざるを得ない。自然エネルギーの高い導入目標を掲げることにより、国民に対して地球温暖化対策に向けた確固たる姿勢を示し、国民の理解促進や事業者の投資意欲の向上につなげるため、

国において「2030年には30%を超える」などの意欲的な導入目標を設定することを改めて要望する。

- さらに、「パリ協定」における合意である「長期低排出発展戦略」にあつては、地域・国内における対策の核となる自然エネルギーの導入を前面に打ち出し、中期目標の「2030年度26%削減」や長期的目標の「2050年80%削減」などの温室効果ガス削減目標を着実に具現化する道筋を示す必要がある。

2016年G7伊勢志摩サミットでは、2020年を待つことなく速やかに提出すると約束し既に世界の主要各国が提出しているなか、日本の「長期低排出発展戦略」は、未だ国連に提出されておらず出遅れている。日本は、来年のG20議長国であり、地球温暖化対策も主導せねばならず、国際社会からも注目を浴びる存在であるため、

省庁横断的に連携し、国民がビジョンを共有できるよう、自然エネルギーを軸とした意欲的な国家の発展戦略を国連へ提出することを要望する。

- 加えて、「パリ協定」の「気温上昇を産業革命前に比べ2度未満に抑える」という目標を達成するには、今後の人為起源の累積二酸化炭素排出量を約1兆トンに抑える必要があるとした「カーボンバジェット」の考え方にに基づき、世界的にも温室効果ガス削減手法としての有効性が認識される「カーボンプライシング(炭素の価格付け)」を実効性あるものとする必要がある。このため、

二酸化炭素の総量削減につながるようなカーボンプライシングについて、収入を自然エネルギーの普及に活用する施策を講じることで、環境、経済の両面において持続可能な成長に寄与するよう実効性のある制度整備に向けた検討を要望する。

2. 地産地消型の自然エネルギーの推進による地方創生

- 近年、全国各地で自然災害が頻発しており、非常時の電力確保・供給体制が再認識され、持続可能な地域社会のためにも、自然エネルギーの更なる普及拡大が不可欠である。地域に豊富に存在する自然エネルギーを最大限活用し、戦略的に進める必要がある。税源である地球温暖化対策税は、地域の低炭素化と同時に防災・減災を実現し自然エネルギーによる地域活性化に寄与しはじめている。

一方で、無人の自然エネルギー発電施設は、現行制度上、事務所等として認定されないため法人事業税の分割基準の対象とならず、その所在により行政サービスを受けているにもかかわらず、事業活動に対する税収が地域に帰属しないことから、企業の事務負担の簡素化を考慮した上で、

無人の発電施設を事務所等として認定し、法人事業税の分割基準の対象とするよう要望するとともに、発電設備などを導入する事業者に対する税制特例措置についての拡充を要望する。

- また、地中熱、バイオマス熱など、自然エネルギーの熱利用については、利便性や安全性を確保しながら、適切なコストで導入が進むように、技術開発などへの支援を行うとともに、コージェネレーションやボイラー、エネルギーマネジメントシステムなど熱利用の普及が進むよう、地域熱供給など地域特性に応じた支援策を行うこととあわせ、

自然エネルギーの熱利用に関する統計を整備し、測定基準の統一や統計の速やかな開示等により熱利用の「見える化」につなげるとともに、電力のベストミックスに準じる熱利用の導入目標を掲げ、意欲的に推進していくよう要望する。

- 加えて、自然エネルギー由来の「水素」の活用は、地球温暖化対策はもとより、電力を水素に変換して貯蔵することにより、自然エネルギーによる電力の変動を吸収し、電力供給の安定化など、自然エネルギー導入に寄与することが期待される。

「水素基本戦略」の主旨を踏まえ、自然エネルギーの導入と水素の利活用が相互補完的に進むような実証研究の実施、インフラの整備及び規制緩和を進めていくことや利活用などについて、先駆的な取組を推進する自治体を支援するための財源措置を講じることを要望する。

- さらに、家庭や事務所などの民生部門の脱炭素化が急務であり太陽光パネルなどによる「創エネ」と合わせて、

建物の高断熱化による「省エネ」、蓄電池、電動自動車などを活用した災害にも対応できる「蓄エネ」を住家やオフィスで複合的に推進し、相乗的な施策を進めるよう要望する。

- 地域の電力小売事業が普及していくためには、事業者が地方公共団体や地域金融機関と連携して具体的な事業計画を立てることにより、広く市民や地元企業等の出資を受けることが求められるが、こうしたノウハウを事業者が習得できるよう、

地域に対して専門家の派遣など、支援策をさらに拡充するとともに、先進技術導入、地域経済の活性化となる推進施策を、省庁横断的に取り組むよう要望する。

3. 固定価格買取制度の適切な見直し

- 経済産業省より認定失効容量が約1610万kW・約27万件になったことが示され、当協議会の提言を受け、「空押さえ」による未稼働案件は一定の対策が図られたところである。また入札制度においても、当協議会の提言を踏まえ、対象を2メガワット以上の事業用太陽光発電に限定し、試行的期間が設定され、入札結果について調達価格等算定委員会にて検証することとなった。
今後、検証過程において、昨年4月の改正で引き下げられた陸上風力の調達価格が、リプレース区分も含め適正な価格となっているか検証を行い、地域の実情を踏まえた制度とするよう、引き続き強く要望する。
- また、FIT法の改正により、事業計画を認定する仕組み、法令違反時の処分など一定の措置がなされたが、地域と調和した自然エネルギー導入が促進されるよう、
地方創生に資する事業者の負担軽減も考慮した価格設定やより細分化した規模別の価格設定の導入、対象設備の範囲の拡充、自治体向け情報提供システムの充実による早期の情報提供などについて引き続き対策を講じるよう要望する。
- 住宅用太陽光発電の余剰買取制度において、平成31年以降、数十万件が10年の買取期間を終える、いわゆる「2019年問題」が懸念されており、国が主体となり、電力会社等との連携の下、地域の新たなエネルギーとして活用できるよう、
課題の周知、余剰電力が引き続き電力系統で有効活用できる環境整備や自家消費への移行のため蓄電池の導入への支援を強化するなどの、適切な対応を講じるよう要望する。
- 使用済み太陽光パネルについて、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」や「事業計画策定ガイドライン」を踏まえ、
事業者の積立金に関する状況報告を随時情報公開するなど、廃棄費用を担保する仕組みの構築、国主導による広域処理システムの整備など適正処理やリサイクルを行うための体制構築を要望する。
- また、自然環境や景観等との調和を図り、事業開発を更に促進し、住民の理解を得た地域と共生する自然エネルギーの総合的かつ効果的な普及を実現するために
改正FIT法および「事業計画策定ガイドライン」の遵守に向けた指導・周知の徹底などを要望する。
- FIT価格の基礎となったコスト情報について、積極的な情報開示に努めるとともに、価格の引き下げが適正に進んでいるか、第三者機関による検証や事業者のモニタリングを実施するよう要望する。

4. 電力システム改革の着実な推進と系統問題の解決

- 電力小売全面自由化による地域新電力のシェア拡大には、卸電力市場の活性化が必要であり、当協議会の提言を踏まえ、一定の市場取引量の拡充が図られたところであるが、未だ諸外国と比較しても低い数字となっている。特に、ベースロード電源が十分に市場に供出されていないことが、新電力事業者の家庭向け小売への参入が進まない原因であり、水力発電をはじめとした自然エネルギーの取引量がさらに増加し、自然エネルギーを扱う地域新電力の普及拡大が進むよう、
電力会社の電力を卸電力市場に移行する「グロス・ビディング」の導入を積極的に進め、市場の取引量、約定量の増加と価格安定化のための実効性のある措置がなされるよう要望する。
- あわせて、消費者が自然エネルギー電気を積極的に選択できるよう、消費者の目線に立った
分かりやすい電源表示や、幅広い層に対する情報開示の義務化など、制度整備がなされるよう要望する。
- 同時に、自然エネルギー電気の生産者と需要家をつなぐ送配電網の利用コストを低く抑える必要がある。
地域新電力による地域内での需給により、配電系統内で電力を融通する電力の地産地消を促すため、託送料金体系の構築を進めるよう要望する。
- 系統問題については、昨年度に系統容量の実潮流に基づく分析や「日本版コネクト&マネージ」の導入など、一定の進捗が見られたものの、
系統容量の情報については、未だ配電網及び低電圧の送電網の情報公開がなされておらず、積極的な開示を要望する。
また、系統連系枠の有効利用策として、例えば太陽光発電と風力発電を組み合わせたハイブリッド発電の促進等により、ローカル系統の制約に有効な対策を講じるよう要望する。

- 2021年に導入が予定されている需給調整市場において、電力会社のエリアを越えた調整力の融通を速やかに開始することによる既存の地域間連系線の有効活用など、自然エネルギーの変動対策が必要である。

系統規模が小さく自然エネルギーの出力変動に対する調整力に限りがある北海道地域においては、一昨年4月、北海道電力より「出力変動緩和対策に関する技術要件」が示され、大規模太陽光発電や風力発電の設備設置時に、事業者の負担増となる蓄電池等の併設を求められている。また、道北地域や道南地域等において送変電設備の空容量が「ゼロ」となっている地域があるとの報告がされている。

一昨年5月、東北電力は、北部3県(青森、岩手、秋田)全域及び宮城県の一部における系統空容量が「ゼロ」になったことを公表した。昨年3月から開始された東北北部地域の電源接続案件募集プロセスなど基幹送電線の整備について工期短縮など費用負担の軽減策を講じつつ、着実に進めるとともに、

北海道及び東北地域は、風力・バイオマスなどにおいて高いポテンシャルを有することから、自然エネルギーの円滑な導入を進めるため、地域間連系線や地域内送配電網、蓄電池技術の導入促進などの基盤整備について、国の主体的な関与の下、更なる根本的な改善を図るよう要望する。

- 指定電気事業者制度の適正な運用を確保するため、電力会社が算定した接続可能量について、その増大を図るため、まずは、第三者機関による妥当性の検証を早急に行い、その結果を踏まえた適切な対応を行うとともに、一度行った指定電気事業者認定を解除する規定がないことから、

認定を解除する規定を設けるよう要望する。また、系統運用の改善や系統の弱い地域における連系線の計画的増強、それらを通じた指定解除の見通しの明示など、国が責任をもって、系統問題解決に係るあらゆる策を講じるよう要望する。

- 本年5月に開始された「非化石価値取引市場」においては、現状では低調な取引量の増大を図るための対策を講じるなど、不断の改善に取り組むとともに、自然エネルギーの環境価値を明示するなど、

国際社会において通用する制度設計とすることにより、エシカル消費や事業者の自然エネルギー電源化への取組を促進させる仕組みとすることを要望する。

5. 規制改革の推進

- 国において自然エネルギーの導入加速に向けた規制改革が鋭意進められているが、その一方で、自然エネルギーの導入の支障となっている規制・制度等も未だ残されている現状に鑑み、今後も、規制改革会議において活発な議論を行うとともに、その結論を踏まえた規制改革の取組を速やかに実行に移すべきである。

環境影響評価については、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、手続期間の半減が目標とされ、迅速化の取組が行われているところであるが、事例の蓄積等を踏まえ、更なる簡素化・迅速化を要望する。

- 土地利用については、例えば、自然エネルギーの適地であるものの、転用が困難な第1種農地についても、一定条件を満たせば転用を可能とする法律（農山漁村再エネ法）が平成26年5月に施行されたものの、各市町村における基本計画の策定が必須であり、その負担の大きさから、策定済の自治体が非常に少ないのが現状である。

農地の保全・有効利用や林地の適切な利用との調和を図りながら、自然エネルギーの最大限の導入を図るため、

土地利用制度の適切な見直しや手続の円滑化に向けた省庁横断的な検討を行うとともに、優良事例の収集及び公表を積極的に行うよう要望する。

- 中小水力発電については、出力が安定した電源であり、地域での活用が望まれていることを考慮し、事業者の参入を促すことを目的として、

公表されている全国の流量データ等の充実を図るとともに、導入に際し課題となっている要因を具体的に検証し、導入を積極的に推進するよう要望する。

- また、一般海域における洋上風力発電の導入促進については、引き続き国が主導的役割を果たしながら、

環境影響評価手法等の必要な条件を早期に整備するとともに、拠点港や特殊船舶にかかる規制緩和や新たな技術開発を行うよう要望する。

平成30年9月7日

自然エネルギー協議会 会長

徳島県知事 飯泉 嘉門

自然エネルギー導入加速化による 諸課題の解決に向けて

～自然エネルギー推進の新たなステージへ～

具体的な支障事例

平成30年9月7日

自然エネルギー協議会

正会員
第15回提言支障事例

2. 地産地消型の自然エネルギーの推進による地方創生

道府県名	支障事例	対応策	備考
北海道	新エネルギーの導入にあたっては、機器の導入コストや資源の調達コスト、製造コスト、管理コストが高いことや自然現象による出力の不安定さなどが課題となっている。	民間事業者や市町村等が行う新エネルギーの導入などに対する補助制度の拡充(補助率や補助上限額の嵩上げ)を図ること。また、発電設備などを導入する事業者に対する税制特例措置についての拡充を実施すること。	補助制度や税制優遇の拡充
岩手県	地域の実情に合わせた再生可能エネルギー設備の導入を進め、地産地消を推進していくには、地域でのエネルギーの貯蔵や運搬も考えていく必要があり、その解決策として再生可能エネルギー由来の水素製造等が考えられるが、導入費用が高額であるなど、導入を検討する環境が整っていない。	再生可能エネルギーによる水素製造等の研究開発や、実証研究事業の実施などの取組に対し、補助金等の支援を検討してほしい。	
長野県	地域の実情に合わせた再生可能エネルギー設備の導入を進め、地産地消を推進していくには、地域でのエネルギーの貯蔵や運搬も考えていく必要があり、その解決策として再生可能エネルギー由来の水素製造等が考えられるが、導入費用が高額であるなど、導入を検討する環境が整っていない。	地域における自然エネルギー事業者を育成し、地域活性化に資する自然エネルギー事業を拡大していくため、事業可能性調査、事業計画策定等の建設工事までの準備段階における取組みに係る補助金などの財政的支援制度を講じるべき。	
長野県	本村は、中山間地であるため、過疎化が進む一部の地域において、地域の活性化につなげようと、地域が事業主体となる用水路を活用したマイクロ小水力発電の事業化を検討している。 しかしながら、施設整備にキロワット当たり200万円という高額な建設費の試算がだされたほか、高齢化する農村部では、自主財源の捻出も難しいとして、地域の合意形成ができていません。 そのため、溪流から取水する小規模水路しかない山間部でも事業化が可能となる中山間地の地域住民が、取り組みやすい支援策の検討をお願いしたい。	①水量の少ない山間地地域が取り組む場合のマイクロ小水力発電施設に対応したFIT単価の新設。 ②自主財源の確保が難しい山間部の住民に支援される施設整備補助金の新設。 ③自主財源がない事業者への無利子貸付制度の新設。 ④豪雨や台風などによる自然災害で被災した発電設備の長期保証のある保険制度を民間保険会社に対し商品化の要望と、その保険料に対する国の支援策の新設。	
長野県	当町は環境負荷を低減するエネルギーを使用した電気自動車等の普及を進めているが、燃料電池自動車(FCV)については、水素ステーションが無いため進んでいない。水素ステーションをガソリンスタンドと同様に考えた場合に自治体が整備するものとは考えにくい。	再生可能エネルギーの普及拡大にも資するよう、民間企業が容易に導入しやすく、FCV普及促進が図られる能力を持った水素ステーション整備が進展するような制度設計が必要	
滋賀県	無人の自然エネルギー発電施設は、現行制度上、事務所等として認定されないため法人事業税の分割基準の対象とならず、その所在により行政サービスを受けているにもかかわらず、その事業活動に対する税収が地域に帰属しない状況である。	無人の発電施設を事務所等として認定し、法人事業税の分割基準の対象とされたい。	新規
徳島県	電気料金の高騰により、漁業の経営状況は厳しさを増しており、持続可能な漁業経営を実現するためには、漁港施設への自然エネルギー発電の導入や省エネ化の促進による電気料金の低減化を進める必要がある。	農林水産分野における自家消費型の自然エネルギー発電が促進されるよう、国による積極的な支援や技術開発を行うべきである。	
佐賀県	水素源となり得る再生可能エネルギー資源が豊富に賦存している地方においては、水素の製造から利用にいたるサプライチェーンの構築により、新たな産業の創出が期待されることから、研究開発や実証研究事業の実施など、実現に向けた積極的な取組が必要。	水素の製造から貯蔵・輸送、そして利用にいたるサプライチェーン全体を俯瞰した戦略の下で推進される技術開発等の取組を進めるにあたっては、新たな産業創出の効果が期待される実証研究事業等の取組を積極的に進めること。	
大分県	小規模分散型の自然エネルギー導入促進を図るためには、その地域をよく知り、機動的に動くことができる地場中小企業のエネルギー産業化も大事であるが、技術面等の課題から十分に進んでいない。	地場中小企業が取り組む、自然エネルギー関連の製品開発等への支援の充実が必要である。	

3. 固定価格買取制度の適切な見直し

道府県名	支障事例	対応案	備考
北海道	大規模な風力発電や、地産地消を推進する上で重要なエネルギーであるバイオマス発電の計画について、設備認定手続きや事業の実施に時間を要するほか、送電網の容量不足等により、送電線の増強費用の負担や蓄電池等の設置を求められる事例があり、発電事業者にとって、導入コストの上昇が課題となっている。	固定価格買取制度の運用にあたって、エネルギー種別によって不利な取扱とならない運用を図るとともに、系統への接続など事業者の負担軽減などを考慮した導入促進が図られる買取価格の設定や、対象設備の範囲の拡充などの支援を図ること。	FIT
神奈川県	中小規模の太陽光発電は、コストは高くなりやすく、現状でも採算性の面から断念に至る案件が多い。	地産地消に資する需要地に近接した太陽光発電は中小規模のものが多いため、規模別に調達区分を分けるべきである。	
神奈川県	入札制度の導入により、大規模な域外資本のメガソーラーしか認定されなくなるのでは、との懸念から、地域主体の「地産地消」に取り組もうとするNPO等の事業者のマインドが冷え込んでいる。	地方創生、地方活性化の観点から、再エネ事業に取り組もうとする事業者の参入阻害にならないよう、固定価格買取制度上、一定の配慮をしていただきたい。	
長野県	小水力発電の採算性は建設単価kWあたり150万～200万といわれているが、小規模100kW未満での発電所建設に対する水車発電機の比率(価格)が大きすぎる。流量・落差に合わせた水車選定(特性曲線)できるほど水車メーカーが無く、ほとんどのメーカーが撤退してしまっている。本来は現場に合わせた水車がある事により、最適な発電効率を得られる。また、100kW以下の小流量の農業用水等の候補地を有効活用する事により、分散型のエネルギー自給率向上を太陽光発電のように爆発的普及が見込める。 今後自然エネルギーの中でも発電効率の良い小水力発電の普及を行う為には、スケールメリットを得られる規模以下(100kW未満)の買取単価の見直しをお願いしたい。 結果として、中山間地ほど有望箇所が多く、中山間地の活性化に寄与するものと考えられる。	1. 小水力発電の中でも、スケールメリットを得られない小規模(100kW未満)の買取単価の見直しをお願いしたい。 2. 一級河川に設置を希望する200kW未満の小水力発電の水利権についての規制緩和を依頼したい。 例)調査期間等	FIT
長野県	エネルギー(電力)自給率を算出し、進捗管理していきたいが、自治体ごと定義がまちまちで比較できない。	自治体単位で算出でき、毎年進捗管理できるエネルギー自給率の定義を定めて欲しい。	資源エネルギー庁

3. 固定価格買取制度の適切な見直し

道府県名	支障事例	対応案	備考
長野県	太陽光発電事業地の立地場所に問題 ・土砂災害警戒区域の上流部等にある急な傾斜に太陽光発電施設を設置することにより、土砂災害を引き起こすリスクがあり、下流の住宅等への被害も想定される事業	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが今後の適切な導入を進めていくためには、設置状況や事故事例の実態を把握し、全国的に情報共有する必要がある。	
長野県	木質バイオマスガス化発電事業において、事業認定を受けているにも関わらず事業が2年以上進まない状況となっている。今だ明確な工事着工の説明がなく、事業者からの連絡も間々ならない状況で、コミュニケーション不足により地権者及び住民から不信と不安の声が出ている。	固定価格買取制度も見直しがされ新認定制度となったが、より事業の確実性を重視した認定制度としてほしい。	
長野県	地域外の事業者が、現場をよく確認しないまま設備認定を取得し、太陽光発電設備の設置するのが困難な場所に投資を行なってしまい、投資を回収するため、事業を進めようとして、地元住民とトラブルになる事例が起きている。	一旦設備認定がなされれば、トラブルになっても事業を進めるか否かは事業者の自主判断によらざるを得ないため、自治体が太陽光発電設備の設置が望ましくないエリアを示している等の情報を事前に把握した上で設備認定がなされるよう、あらかじめ地域の声を聞く仕組みが必要	
長野県	太陽光発電の場合、設置単価は発電規模により異なっている。実際の設置価格はFITの買取価格の引下げに比例して安くなるものではないため、地域の事業者が小規模な太陽光発電設備を設置する際の採算性確保が難しくなっている。	太陽光発電の買取価格は、例えば20kW未満、50kW未満、500kW未満、1MW未満、2MW未満など、規模別の設定にすべきである。	
長野県	FITの認定情報を自治体等に提供するシステムの運用が平成28年に開始された。提供される情報は太陽光発電事業を地域と調和したものに誘導する上で有用であり、当県はこのシステムを、自ら活用するとともに、市町村にも活用を促してきた。しかしながら、改正FIT法の施行後は当該システムが稼働しなくなったため、支障が生じている。	守秘義務を課して提供されていた自治体実務者向けの詳細な情報は、現在一般向けに公表されている情報では代替できない。太陽光発電事業のトラブルに活用できるよう、当該システムを一日も早く再稼働させることが必要	資源エネルギー庁

3. 固定価格買取制度の適切な見直し

道府県名	支障事例	対応案	備考
滋賀県	現在の固定価格買取制度において、10kW以上では一律であるため、小規模事業等の導入機運を後退させる一因となっている。	太陽光発電設備に係るきめ細やかな調達価格の設定による固定価格買取制度の効果的な運用を図りたい。 (①設備規模の細区分化、②屋根・野立別の設定、③新築・既築住宅別の設定)	FIT
滋賀県	大規模な太陽光発電設備の設置において、防災・環境上の懸念等を巡り地域とトラブルが発生する等の問題が全国的に生じており、その懸念の一つとして、太陽光パネルの事業終了後の撤去・処分や経営破たん時の放置に対する将来の不安が挙げられる。	事業終了後においても設備の撤去や処分が適切に行われるよう、使用済み太陽光パネルの改修・適正処理・リサイクルシステムの構築について法整備を含めた検討をされたい。	新規
大阪府	府内では大規模発電設備の認定容量の割合が全国に比べて小さく、中小規模の割合が大きい。改正FIT法において導入された買取価格決定に関する入札制度について、入札対象を大規模設備に限定しなければ、システム費用の割安な大規模設備が優先して認定されることが予想され、都市部での太陽光発電設備の導入促進が停滞することが懸念される。	導入された買取価格決定に関する入札制度について、平成29年度、30年度を試行期間とし、29年度は2,000kW以上を対象に実施されるが、検証・見直しにおいては中小規模の太陽光発電の普及を抑制することがないように制度設計されたい。	
大阪府	発電事業者が事業開始前に、事業計画を地域住民へ十分に説明し、誠実・適切に対応していればトラブルが避けられるケースは多いが、地域住民への説明が資源エネルギー庁策定の「事業計画ガイドライン」において推奨事項に留まることから、今後も住民トラブルの発生が危惧される。	適切な事業実施には、地域住民との適切なコミュニケーションが不可欠である。FIT法の事業計画認定にあたっては、発電事業者に対して自治体に事前に相談のうえで地域住民に説明を行うことを義務付けるとともに、発電事業者が住民理解を得よう努めたことを確認されたい。	
大阪府	太陽光発電施設の事業計画認定申請にあたり、関係法令等について「相談・手続中」で申請し、認定取得後、開発工事や設置工事等において適切な法令等の手続きを経ないまま運転開始に至った事案がある。 工事完了後に当該事項が発覚し、是正が必要になった場合、認定後では、事業者の是正指導等への積極的な対応が期待できない。 仮に認定取消しとなっても、事業者が施設を放棄することも想定され、住民の安全・安心の確保が困難となるケースの発生が危惧される。	事業計画の認定は、申請時点で関係法令等の「相談・手続中」であっても取得が可能であり、その後、完了確認は行われていない。認定等を許可条件等とする法令等を除き、相談及び手続きが完了した旨の報告を事業者に対して義務づけるなど、認定前に法令等の遵守を確認のうえ必要な対応をとられたい。	
大阪府	不適切案件に関する国民からの情報提供をホームページで受ける仕組みが昨年から開始されているが、自治体では、不適切案件への実効性のある対応に限界がある。 住民が土砂流出・反射光・景観への影響に対する懸念を訴えた事案等で、関係法令の規制対象とならないものもあり、自治体は対応に苦慮している。	FIT法に基づく認定・認定取消の権限を有する国の指導が事業者には最も効果的であるため、不適切案件への対応にあたっては、「事業計画ガイドライン」の遵守事項・推奨事項に関わらず、事業者に適切な指導を行われたい。	
大阪府	資源エネルギー庁が導入を進めている事業計画の認定前申請情報を提供するシステムが未だ稼動していないため、関係法令違反案件等への自治体の早期対応が困難な状況となっている。	「大阪モデル」(※)による事業計画の事前確認や早期対応が可能となるよう、認定前申請情報について早期に提供を行うとともに、設置形態や位置図等の設置場所の特定ができる情報についても提供されたい。 ※大阪モデル：大阪府域における太陽光発電施設の不適切な設置や事業者と地域住民とのトラブルの未然防止等を図り、もって地域との共生を推進するため、国・府・関係市町村の「情報共有」「連携協力」を図る体制。	
兵庫県	地域の団体等が再生可能エネルギー発電設備を導入する場合、発電設備の規模が小さい(太陽光発電：10～50kW未満、小水力発電：100kW未満等)ほど、事業の採算が取れない例が多い。	小規模な発電設備を導入した場合でも、事業の採算が取れるよう、調達区分を細分化して欲しい。	FIT
兵庫県	太陽光発電について、地上への設置に比べ、建物屋上(特に陸屋根)に設置する場合は防水工事等でコストがかさむため、屋上には導入が進みにくい状況である。	太陽光発電について、平地設置、屋上設置など設置形態別の買取区分を設けるべきである。	

3. 固定価格買取制度の適切な見直し

道府県名	支障事例	対応策	備考
兵庫県	太陽光発電を設置できるのは、現状では、初期費用を負担でき、南向きの屋根を有する戸建住宅居住者が中心であり、集合住宅居住者等は、賦課金を負担するだけとなり、不公平感が生じている。誰もが太陽光発電導入に出資できる仕組みを検討しているが、国からの後押しがない。	住民が出資して自然エネルギーによる発電を行う場合、割高になる運営コストを穴埋めできるよう買取価格の上乗せ、補助金等による支援制度を設けるべきである。	
鳥取県	現在、環境影響評価において、経済産業大臣への知事意見という形でしか地元意見を述べる機会がない。今後、風力など地域の資源を生かした発電事業については、地元の理解を得ながら進めることがより一層重要であり、各種許認可やFIT認定手続きにおいても、適切に地元自治体の意見を反映する仕組みが必要である。	風力発電等に係る許認可等の手続きにおいて、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを構築していただきたい。	経済産業省、環境省、環境影響評価法
高知県	県において、「太陽光発電施設の設置・運営に関するガイドライン」を策定し、周知や説明会の機会を通じて、事業者や市町村に対して、地域への事前説明や地域との合意形成など地域への配慮の必要性について、一定理解を深めることはできた。しかし、ガイドラインは事業者の自主的な取り組みを求めるためのものであるため、取り組もうとしない一部の事業者においては、地元住民との合意形成が進まず、トラブルになるケースがある。	事業者の自主的な取り組みを求めるガイドラインでは、実効性が十分とは言えない。太陽光発電が地域と調和した事業となるよう、地域への事前説明や合意形成など、事業化における地域とのトラブル防止のための導入手続きに関する法整備をしていただきたい。	法整備
沖縄県	離島地域において再エネ設備を導入する場合、施工費用や輸送費などが高額になるためFIT価格のみでは事業化が難しい場合がある。	地域の特性に合わせてFIT価格の設定やFITと併用可能な建設費用の一部補助の制度設計を検討していただきたい。	

4. 電力システム改革の着実な推進と系統問題の解決

道府県名	支障事例	対応策	備考
北海道	現在、道北地域において進められている「風力発電のための送電網整備・実証事業」においては、地域間連系統線の利用が前提となっているが、現行の制度においては、出力が変動する電気が地域間連系統線を利用することは難しい。	広域機関において、地域間連系統線の利用ルールが定められているが、新エネルギー由来の電源の特性を十分考慮した新エネルギーの導入拡大に資するルールとすること。	
北海道	本州以南の電力他社は、複数あるいは大容量の連系統でつながっているのに対し、北海道は、小容量の北本連系設備(60万kW)1点のみの連系であり、道内の地域内系統などの電力基盤も容量が少ない。 北海道は、風況が良好で大規模な土地の確保が可能な風力発電に適した地域としてあげられているが、系統の問題などから風力発電の導入に制約がある。	新エネルギーの導入拡大を推進するにあたっては、賦存量の多い地域のポテンシャルを活かすことが重要であることから、北本連系設備を含む電力基盤の更なる増強を図ること。	送電網整備
北海道	北海道では、変動電源に対する調整力に限りがあることから、早期に太陽光や風力の接続上限が設定され、接続時には蓄電池等の併設を求められていることから事業計画自体の立案が困難となっており、豊富なポテンシャルを活かすことができていない。	接続可能量の算定に際し、積極的な情報開示を行い、これまでの受け入れ実績を元にした平準化効果等の加味や地域間連系統線の積極的な活用、蓄電池技術の導入促進などの基盤整備により、可能な限り接続可能量の増を図ること。	接続可能量
北海道	北海道内では、地域に根ざしたバイオマス発電の計画があるが、系統への接続ができない案件があり、100kW程度の小規模で安定的な発電であっても、接続が不可能となっている。	小規模バイオマス発電のような地域に根ざした安定的な発電を増やすため、地域内送配電網の整備等により接続可能量の増を図ること。	系統連系
岩手県	本県では、全国的にも高い再生可能エネルギーのポテンシャルを活かしていくため、風力や地熱などの再生可能エネルギーの導入を進めているが、送電網が脆弱であるところから、再生可能エネルギー設備の急激な導入が進んだことから、送電線の接続可能量に空きがない状況。 国では、平成28年10月に東北北部エリアにて募集プロセスを開始し、系統増強工事を計画しているが、エリアが広範囲に及び検討に時間を要しており、工事終了までに相当な期間が見込まれ、今後の再生可能エネルギー設備の導入が見通せない状況。	国において、早期にプロセスを完了し、基幹系統増強工事の工期短縮を図るほか、現状の送電網で連系可能量を拡大する更なる方策に取り組んでいただきたい。	
秋田県	当県は、豊富なポテンシャルを生かして再生可能エネルギーを導入し、低炭素社会構築への貢献を通じて、産業振興や雇用創出を図ることを目指しているが、送電網が脆弱なため、再生可能エネルギーの適地があっても導入が進まない状況にある。 現在、地域間連系統線、基幹送電線の整備の計画が進められているところであるが、系統増強に要する多大な負担金と長期にわたる工事期間等が、再生可能エネルギーの導入拡大に支障をきたす恐れがある。	再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、電力会社間の地域間連系統線の増強や基幹送電線の整備など、電力系統の広域的運用に関する取組の加速化を図ること。	
福島県	電力会社の保有する送電設備の容量不足から、県内の広範囲にわたる地域で、新たな発電設備の接続が制限される状況となっており、再生可能エネルギー事業を断念せざるを得ない事例も生じている。	再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、送電網が弱い地域が導入が進んでいない地域を中心に送電ルートを新設するとともに、その運用管理について、電力会社等と連携した多角的な支援を行うこと。 また、改正FIT法の施行を待たずに、電力会社と連携し認定取消等による速やかな滞留案件の解消を進めること。	送電網整備
群馬県	本県の系統連系制約については、入札制度の導入により解消の見通しがついたところであるが、送電網の増強工事に長期間を要することから、再生可能エネルギー普及の妨げとなっている。	再生可能エネルギーの普及のためには、送電設備等のインフラ整備を計画的に行っていく必要があり、国と電力会社が連携し、速やかに系統の増強に取り組んでいただきたい。	経済産業省
長野県	再生可能エネルギー法に基づくメガソーラー事業の実施に際し、電力会社と接続の契約締結の協議を行っているが、接続する変電所の容量が少なく、今後地域の電力の需要が減少することにより、出力抑制を行う可能性が示唆されている。出力抑制は、事業の採算性に大きく関わるところで、どの程度出力抑制をされるかが不明であり、出力抑制に伴う補償も担保されていない状況では事業展開が困難になる。	今後需要の少ない農山村地域においては同様の問題が他地域で生じることが予想されるところ、将来的な出力抑制が想定されるケースにおいては、電力会社がどの程度(年間の出力抑制の時間等)出力抑制を行う可能性があるかどうかを事前に事業者の説明すること、さらに出力抑制を行った場合には、事業者に対して出力抑制を行った量の全額支払いを行うこと及び出力抑制を行なう場合には、発電事業者側に無用な負担をかけないことをルール化すべき。	

4. 電力システム改革の着実な推進と系統問題の解決

道府県名	支障事例	対応策	備考
長野県	メガソーラー事業に係る電力会社に対して系統連系協議を行っているが、複数個所での連系可能性を同時に検討することが望んでいるにもかかわらず、電力会社では最寄りの1箇所を検討するというので、検討期間が限られているにもかかわらず効率的ではない。	電力会社が系統連系協議を受ける際には、発電事業者の希望に応じ、複数個所での接続可能性について検討するようにルール化する。	
長野県	市町村域等の温室効果ガスの排出現状を行政が把握し、発信していくことは地球温暖化対策の推進に関わる法律や地球温暖化対策計画で定められている地方公共団体が行うべき責務であるが、電力自由化に伴い、温室効果ガスの算定に必要な市町村単位での電力消費データについて、行政が把握しづらくなっている。	・旧一般電気事業者や全ての新電力事業者から国へ一度データを集積する仕組みが必要と考える。 ・4分野(産業部門・民生家庭部門・民生業務部門・交通部門)に分けた状態で、地域でどの程度消費しているかの情報を行政向けに提供するプラットフォームを国で整備していただきたい。	
奈良県	県南部が送電網系統接続の制約対象エリアとなっており、一定規模以上の再生可能エネルギー等の新たな発電設備の導入ができない状況となっている。	国が主体となって、政策的に送電網の容量の増強を実施してほしい。	
鳥取県	中山間地等の大きな電力需要がない地方にあつては、電力会社の送電網が脆弱なため、小規模にも関わらず発電施設の導入を計画しても系統連系が困難で、計画を断念せざるをえない事例が発生している。	国においては電力会社の送電網増強のための施策を講じていただきたい。	
高知県	大きな電力需要のない地方にあつては、電力会社の送電網が脆弱なため、再生可能エネルギーによる発電施設の導入を計画しても系統連系が困難で、計画を断念せざるをえない事例が多数発生しており、県の中央部以外では、すでに系統の枠が埋まってしまい、これ以上発電施設の導入ができない深刻な状況になっている。	国において電力会社の送電網増強のための施策を講じていただきたい。	送電網対策
佐賀県	電力会社の系統接続回答保留問題と、その後の指定電気事業者制度による「無制限・無補償の出力抑制」によって、事業者にとっては、事業の収支見込みが立てられない状況で、事業実施を取りやめるなどの影響が出ており、国の再生可能エネルギーの普及方針を阻害している。	より詳細な出力制御期間の見込み等を適宜公表していただきたい。	
熊本県	県内全域で送電線等の容量不足が厳しい状況になっており、電力会社から上位系統対策に多額の負担金と長期の工事期間が提示されるなど、再エネの導入に取り組んでいる地場の再エネ事業者は、事業実施の見通しを立てられない状況である。	国においては、送電線等の計画的な増強はもちろんのこと、ベースロード電源である小水力発電や地熱・温泉熱発電等で、かつ、系統への影響も大きくない小規模の発電事業(200kW程度)については、低圧(50kW未満)案件と同様に上位系統対策の対象とせず系統に優先接続できるよう、法令の改正等必要な制度の見直しを行っていただきたい。 九電においては、今後予定されている上位系統対策に向け、できる限り工事の期間短縮が図られるよう、作業員の増員等、万全の措置を講じていただきたい。	
大分県	地熱・温泉熱や小水力など、安定運用可能な再エネに関して、系統への接続容量が少ないにも関わらず、接続希望の多い太陽光発電との差別化がなされていないため、系統への接続が困難になっている。	地熱・温泉熱など安定的な再エネを優先的に接続出来るような仕組みを検討いただきたい	
沖縄県	沖縄県の一部離島においては、接続可能量に達したため、今後の接続には電力会社指定の接続ルールが適用されるため、事業化が難しい。	再生可能エネルギーの系統接続可能量の拡大に向けて、大規模蓄電池の設置等の地域に応じた対策を講じて欲しい。	

5. 規制改革の推進

道府県名	支障事例	対応策	備考
北海道	風力発電事業が環境影響評価法の対象に追加され、事業者にとってコストの上昇と事業期間の延長が新たに事業実施上の課題となっている。	環境省・経済産業省で検討が進められている風力発電所・地熱発電所における環境アセスメントの簡素化・審査プロセス等の運用改善による期間短縮を早急に進めること。	環境省 環境影響評価法
長野県	環境や景観等の面から、そもそも事業に反対という住民や団体との調整に事業者が困るケースがある。特に、水利権がからむと、事業が進まないなどの支障も生じる。	事業者の責任や権利調整のルール等を明確にするなど、開発にあたっての一定のルールづくり。水利権については、許可権者や河川管理者等による調整機能も必要ではないか。	国土交通省、 都道府県
長野県	農業用水の従属発電について、平成25年度より登録制が始まり、取組やすい制度にはなったが、非かんがい期における流量増加を見込めないと稼働率が低い。小水力発電の最大の強みである稼働率の高さが活かされていない。	農業用水の非かんがい期における発電水利許可に対する規制を緩和をお願いしたい。 ※当然河川維持流量に留意した上での緩和という意味	国土交通省 河川法第23条 (流水の占有許可)
長野県	農地の規制。太陽光発電によるソーラーシェアリングや風力発電は、農地にも適地が多く、農業との親和性が高いが、農地法の規制で設置が広がっていない。また、3年間の一時転用では、金融機関からの融資審査に耐え難い。	認可条件を緩和するか、一定の条件を満たせば、FITの契約期間の間は、営農を続ける条件で農地への再生可能エネルギーの設置を許可するようにしてほしい。	
兵庫県	法人に対しては、法人道府県民税(均等割)、法人市町村民税(均等割)が収益の多寡によらず固定額で課税される(標準税額の場合、20年間で約140万円)。自治体では収益事業を行っていない法人に対する減免措置を設けているが、それらの法人が固定価格買取制度を利用した売電を行うと、収益事業と見なされ減免が適用されなくなる。このような状況の中、これまで収益事業を行っていない自治会やNPO法人等が新たに所有施設の屋根等に太陽光発電を設置しようとしても、小規模(10kW程度)では収入に対する法人税(均等割)の割合が非常に高くなる。このため、利益が出ず、導入を断念したケースがある。	自治会や認定NPO法人など、収益事業が小規模な再生可能エネルギー発電設備による売電事業のみである法人については、法人道府県民税(均等割)、法人市町村民税(均等割)の課税対象から除外する等の全国統一的な特例を設けるべきである。	総務省 地方税法第25条
徳島県	平成25年の河川法改正により、小水力発電に係る許可手続きの簡素化が進められたが、従属発電以外での取水では河川流況の測定などが求められており、地域が主体となる小規模な小水力発電においては、資料整理に多くの時間や労力を要していることから、地域での自然エネルギー活用の支障となっている。	減水区間が短い小水力発電については、流量測定の省略や簡素化など、一層の規制緩和を進めていただきたい。	

その他、支障事例「太陽光発電施設の不適切な施工」

道府県名	支障事例	コメント	備考
山梨県	太陽光発電施設の不適切な施工 ・太陽光発電設備設置工事中に事業地から土砂が流出し下流の畑や用水路に被害を生じた事案	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが今後の適正な導入を進めていくためには、設置状況や事故事例の実態を把握し、全国的に情報共有する必要がある。	
山梨県	太陽光発電施設の不適切な施工 ・傾斜地において太陽光パネルの架台基礎をドラム缶を使用して施工しており、景観上及び安全上の問題について地域住民から懸念が示された事案	〃	
山梨県	太陽光発電施設の不適切な施工 ・生活道路の間近に45度の大規模太陽光発電施設が設置され、景観を阻害しているとして地域住民から懸念が示された事案	〃	
山梨県	太陽光発電事業地の立地場所に問題 ・山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)である急傾斜地や土砂災害警戒区域に太陽光発電施設を設置することにより、土砂災害を引き起こすリスクがあり下流の住宅等への被害も想定される事案	〃	
山梨県	太陽光発電事業地の立地場所に問題 ・歴史的文化財の背景に太陽光発電施設を設置することにより、景観を阻害することなどから地域住民から懸念が示された事案	〃	
山梨県	太陽光発電事業地の不適正な開発 ・森林法に基づく伐採届を提出せずに森林約4haを伐採した事案	〃	
長野県	太陽光発電施設の不適切な施工 ・施工不良等が要因で突風によりパネルが飛散したなどの事案	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが今後の健全な普及拡大を進めていくためには、設置状況や事故事例の実態を把握し、全国的に情報共有する必要がある。	
長野県	住宅地の中にある遊休農地に、近隣住民への説明もないまま、市町村の指導基準に満たない小規模な太陽光発電施設が設置され、夏季にパネルからの反射熱により宅内が高温となる事例が生じた。	反射光ばかりでなく、反射熱による環境への影響についても情報の共有を図る必要がある。	
長野県	観光地の入口にある30度を超える急斜面を開発した結果、森林法や砂防法など法律が求める許認可制度を適切に運用したとしても、防災面や景観面で懸念が解消しない太陽光発電の事例が発生している。	地域と調和した再生可能エネルギー事業を促進するため、防災面や景観面で懸念が生じている太陽光発電の事例を集めて許認可の基準を点検して、必要な対応を執るべき。	国土交通省 砂防法、景観法 林野庁 森林法
長野県	再生可能エネルギーについての不正確な情報や根拠の無い思い込みが、地域の担い手による再生可能エネルギー導入の支障となる事例が見受けられる。	例えば太陽光発電におけるパネルの廃棄、電磁波や反射光の影響など、メディアなどでの不正確な情報に対して科学的根拠に基づいて説明して周知することが必要	
長野県	二酸化炭素排出量削減と矛盾する太陽光発電事業地の立地 ・森林区域で既存の木を伐採して太陽光発電施設を設置する事業は、住民の理解を得づらい。	温暖化対策を目的として自然エネルギー導入拡大を図るのであれば、森林を伐採した太陽光発電設備の設置を認める際は、当該森林の伐採によって減少するCO2吸収量を当該設備導入により削減できるCO2量が上回っていることを定量的に説明することが必要である。	
愛知県	太陽光発電事業地の不適正な開発 ・自然公園法、愛知県立自然公園条例などの関係法令における手続きが遵守されず開発した事案	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが、今後の適正な導入を進めていくためには、設置状況や事故事例、土地利用規制に違反した事例の実態を把握し、全国的に共有する必要がある。	
愛知県	太陽光発電事業における住民とのトラブル ・太陽光発電事業において、住宅団地に隣接する里山の破壊に反対する周辺住民との軋轢が生じている事案がある。	周辺住民等とのトラブル発生事案及び調整事案の具体について、全国的に情報共有していただきたい。	
愛知県	太陽光発電事業地の不適正な開発 ・森林法に基づく林地開発許可などの関係法令等における手続きが遵守されずに森林約2haを開発した事案	太陽光発電の不適切な施工が全国で発生しているが、今後の適正な導入を進めていくためには、設置状況や事故事例、土地利用規制に違反した事例の実態を把握し、全国的に情報共有する必要がある。 また、違反状態が是正されない場合は、設備認定を取り消すとともに、事業者には太陽光パネル等を撤去させる枠組みを整備していただきたい。	

その他、支障事例「太陽光発電施設の不適切な施工」

道府県名	支障事例	コメント	備考
三重県	太陽光発電を中心とする新エネルギー施設については、景観への影響や災害発生への危惧等から、地域との共存共栄が課題となっている。	メガソーラー等の開発、設備設置に関して、地域との共存共栄が図られるよう、国において「事業計画策定ガイドライン」の周知、徹底をお願いしたい。不適切事案に対して厳しく対処することはもとより、推奨事項への取組がみられない事案に対しても、地方自治体と連携して指導・助言を行うよう体制構築をお願いしたい。	
奈良県	太陽光発電設備の導入において、反射光や熱、造成地からの土砂流出などの問題が指摘されている。特に住宅地の近接地の計画で、対策が不十分、説明不足といった原因で、地元住民とのトラブルになる事例が増加。迷惑施設のような議論になっているのが現状。	国の制度の枠組みの中で、事業者の責務で地元調整を行わせる仕組みを義務化してほしい。	
熊本県	太陽光発電施設の不適切な施工 ・太陽光発電設備の設置工事中に、適切な雨水対策がとられていなかったために、事業地から河川に濁水が流出した事案	他法令による防災対策の指導が不要な事業用地において、発電施設の事業認定の中で、防災対策について指導していただきたい。	
香川県	太陽光発電事業において、地元への十分な説明が行われないまま事業が進められ、その後、瀬戸内海の景観が損なわれることなどを理由に、地元自治会が事業に反対している事案。	発電設備の設置に当たって、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化するなどの問題が全国的に生じていることから、事業計画の認定に際し、一定規模以上の発電設備を設置する事業者に対して地域住民への事前説明を義務付けるなどの法整備を図っていただきたい。	
高知県	太陽光発電事業やその施工について、周辺住民等への事前説明が行われず、トラブルになるケースがある。	着工して初めて、地域住民が事業が行われることを知るケースがある。地域の理解を得られない事業はトラブルに発展する。一定規模以上の太陽光発電の開発については、事業・施工についての地元説明、及び地元同意が重要。 太陽光発電設備の設置に関する地方自治体のガイドライン等では、実効性が十分ではない。国において地域への事前説明や関係住民の合意形成など、地域社会との共生が図られるような導入手続きの法整備をしていただきたい。	
高知県	太陽光発電施設施工期間中に、降雨により濁水が発生した。	施工期間中の適切な雨水対策がとられていなかったために、濁水が発生し、地元住民との不和の原因となるケースがある。また、事業への懸念も招くこととなる。施工期間中の雨水処理についても、適切な対策を事業者が行うことが必要。	

準会員
第15回総会提言・提言支障事例

団体	支障事例	対応策	備考
準会員	九州電力・四国電力管内を除き、出力制御の実施方法（ルール of 具体的な運用の細部）が未だ明らかになっていない。	出力抑制の実施方法が明確にしなければ、抑制率の分析のみならず現場での対応に向けた体制構築が困難なことから、予見可能性を高める意味でも早期に実施方法を確定させてほしい。 具体的には、輪番制のグループ数・配分方法のほか、いつ（例えば、旧ルールについては抑制の時間帯）、どの程度の量の抑制をかけることになるのか、九電・四電管内と同等の情報開示が必須であると考えます。	経済産業省 電力広域的運営推進機関 各電力会社
準会員	前回、営農をしながら発電をするケースにおいては、発電所を継続する期間中の一時転用を許可するか、農地転用を認めていただきたい。というご意見がありました。農業を継続しているのであれば、農地のままでも営農型太陽光発電所を設置できるようお願いしたい。	営農型太陽発電システムはいずれの地目の土地についても設置可能とするとしていただきたい	農林水産相(例外規定)、経済産業省
準会員	現状では、小水力発電設備については、20kW以上なら「事業用電気工作物」となり、工事計画届、主任技術者の選任・保安規程が必要である。 しかし、例えば出力30kWで揚水する場合と発電する場合を比較すると、必要な水路・水車等の設備は、ほとんど同じである。しかしながら、現状では、揚水を行うなら「一般用電気工作物」、発電なら「事業用電気工作物」で、発電の側に厳しい規制がかかっている。 これを、発電と受電とを対称に扱い、発電側の規制を緩和して、50kW未満の小水力発電設備に係る手続きの負担を軽減していただきたい。	小水力発電設備にかかる電気事業法の一般用電気工作物と事業用電気工作物の区分を、受電設備と同等に扱い、高圧(約50kW以上)を事業用電気工作物、低圧を一般用電気工作物としていただきたい。	経済産業省 電力安全課 電気事業法
準会員	回避可能費用が上昇することで、新電力会社の採算性の悪化、再生可能エネルギー電力の購入減少・採算性の悪化が危惧されている。激変緩和措置5年間で決められているものの、スケールメリットの取れない地産地消を目指す地域新電力にとっては事業見通しが立ちにくくなっている。そこで、地産地消を目指す地域新電力においては柔軟に期間を延長(10年等)していただきたい	固定価格買取制度の「回避可能費用」の市場連動移行に関する激変緩和措置の適用期間の拡大に関して	経済産業省 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

団体	支障事例	対応策	備考
準会員	300kW未満のバイナリー発電(不活性ガス利用分)に適用される規制緩和を同様に安全と考えられる「小規模のフラッシュ発電機(ゆけむり発電)」への適用拡大を図ってほしい。これを活用できると、バイナリー発電機が活用しづらかった蒸気量での活用等、温泉資源の利用法のさらなる拡大も考えられるため。	ボイラー・タービン主任技術者の選任 範囲の見直し	経済産業省 電力安全課 告示
準会員	環境省のガイドラインにおいて、「ただし、あらかじめ掘削しようとする段階において、転用する意思がある場合は、「温泉をゆう出させる目的」を有していると考えられるので温泉法第3条の掘削許可が必要となる。」とされているが、そもそも掘削段階では湧出利用が目的でないにもかかわらず、許可申請が必要になることは、調査の障壁となっている。掘削の転用する場合には井戸の拡張や発電に対応するための設備が必要となるため、それに合わせて、許可申請が必要になるようなフローが検討できないか。	温泉法第3条の「掘削許可」が必要な 範囲の緩和	環境省 温泉資源の保護に 関するガイドライン (地熱発電関係) 温泉法第三条
準会員	一般的にバイオマス発電はスケールメリットを享受する部分が多く、現行主流となっている蒸気タービンを使った発電では、採算が合わない場合が多い。 一方、ドイツでは中小規模のバイオマス発電は安全性も高いORC発電が一般化している。 ところが、日本では一般化しておらず、また電気事業法においては一般の蒸気タービンと同じ扱いを受けるため、普及していない。 政策上、固定価格買取制度では中小規模のバイオマス発電の普及促進を積極化していく方針が見られる。技術的にも安全性の高いORC発電においては、その方針に則り、運営上の負担を減らすためにも、常時監視条項の緩和、届け出を不要としていただきたい。	バイオマスを活用したORC(有機ランキンサイクル)発電(1000kW未満)の電気事業法上の規制(常時監視・工事計画の届け出など)	経済産業省 電力 安全課 電気事業法・ 電気設備の技術基 準の解釈第47条 電気事業法施工規 則65条
準会員	現状では事業者側が具体的にどの程度の抑制がかかるかを予測する正式なツールがなく、事業計画立案の大きな障害となっている。 原発の再稼働見込みや系統接続量など変動する予測値の更新を行うとともに、設備導入にあたって出力抑制の程度(抑制が〇%であれば、〇時間抑制がかかるなど)を予測するソフトを作成いただきたい。	事業計画に伴い、出力制御が実施された場合のシミュレーションソフトを作成いただきたい。 システム容量で地域別、抑制条件別、再エネ別に、年間抑制時間と非買発電量が表示されるイメージ。(資源エネルギー庁『おひさまパワー！太陽光発電』の発電量シミュレーションの様に)	発電量シミュレーションソフト開発
準会員	変動電力といわれる太陽光・風力に関しては系統の弱い地域においては、すでに設置に対して事業性の見通しが担保できないレベルに達しつつある。これを解消するためにも、供給側のピークカットを行うために積極的な貯蔵システムの構築が急がれるものと考えられる。 国策として蓄電を推し進めることで導入コストの低減も図られ、結果として安価に系統の柔軟性を高められると考えられる。	再生可能エネルギー事業者向けの蓄電池設置の補助金を今回の緊急補正にとどまらず、今年度補正においても実施していただきたい。	補助金